

(仮称) 内郷高坂太陽光発電所環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例
(平成10年福島県条例第64号) 第11条第1項の規定に基づく意見

令和元年6月12日

1 総括的事項について

- (1) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

また、環境影響評価の技術手法が更新等された場合は、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。

- (2) 環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いるとともに、近年の気候変動による影響も踏まえて行うこと。

- (3) 当該事業は既存ゴルフ場を改変して太陽光発電事業を行うものではあるが、対象事業実施区域は住宅地に近接していることから、環境影響評価の実施に当たっては、周辺環境に与える影響をできる限り回避、低減する観点から、詳細な文献調査と丁寧な現地調査を実施し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

- (4) 環境影響評価の予測及び評価に当たっては、太陽光パネル等設備の仕様や配置、使用する建設機械や運搬車両の種別や数量等について明らかにする等、事業計画を可能な限り具体的なものとして行うこと。

また、設備の稼働が長期間に及ぶことを踏まえて、予測及び評価を行うこと。

- (5) 太陽光発電事業については、設備の安全性の問題や、防災・環境保全上の懸念等をめぐる地域住民等とのトラブル等、様々な問題が顕在化していることから、これらの懸念事項等が生じないように、事業者として自主的に検討・対応することが望まれること。

2 環境影響評価項目及び評価の手法等について

- (1) 大気環境について

ア 大気環境の調査及び予測に係る地点については、周辺民家の配置状況や現地における地形及び風向特性等を踏まえて適切に選定すること。

イ 事業場の稼働による騒音については、パワーコンディショナ及び空調機器が発生源となり得るものであるが、現時点では十分な知見が得られているとはいえ、確保すべき離隔距離についても不確定要素の高いものであることを踏まえて評価し、必要に応じた保全措置を検討すること。

(2) 動物、植物及び生態系について

鳥類の現地調査について、ミゾゴイ、フクロウ等についての夜間調査を行うこと。

なお、ミゾゴイの生息調査に当たっては、「ミゾゴイ保護の進め方」(平成 28 年 6 月 環境省 自然環境局 野生生物課)を参考に詳細に行うこと。

(3) 景観について

近景についても適切な調査地点を選定し、視認の可否を含めて、調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 廃棄物等について

予測に当たっては、事業終了後又は固定価格買取制度 (FIT) による買取期間終了後、工作物を撤去又は廃棄する場合についても想定し、評価を行うこと。

また、工作物を撤去する段階での廃棄物の処理に当たっては、太陽光パネルに含まれる有害物質による影響が懸念されていることを踏まえ、適正に評価すること。

なお、評価に当たっては、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン (第二版)」(2018 年 環境省)等を参考にすること。

(5) 放射線の量について

対象事業実施区域及びその周辺の空間線量と土壌等に含まれる放射性物質濃度の把握に努め、その結果、汚染が確認された場合には、事業の実施により放射性物質が拡散・流出しないよう、予測及び評価を行うこと。

3 その他

本意見に関する措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。

事業の概要

| | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 事業者 | 株式会社一条工務店、株式会社一条メガソーラー |
| 2 | 事業の名称 | (仮称) 内郷高坂太陽光発電所 |
| 3 | 事業の種類 | 工場又は事業場の用地の造成の事業 |
| 4 | 事業の規模 | 約 107ヘクタール (出力: 約 24メガワット) |
| 5 | 事業の実施区域 | いわき市内郷高坂町おさヶ作 129-11 |